

静岡県告示第444号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前			改正後		
1 （略）			1 （略）		
2 元売機関及びその業務を行う店舗			2 元売機関及びその業務を行う店舗		
元売機関名	証紙の売渡し 業務を行う店 舗	所在地	元売機関名	証紙の売渡し 業務を行う店 舗	所在地
(略)			(略)		
スルガ銀行株 式会社	下田支店	(略)	スルガ銀行株 式会社	下田支店	(略)
	<u>松崎支店</u>	<u>賀茂郡松崎町</u> <u>江奈228番地の</u> <u>3</u>			
	伊東支店	(略)		伊東支店	(略)
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年6月6日から施行する。